

平成30年度「新エネ大賞」

応募要領

一般財団法人新エネルギー財団
(経済産業省 後援)

【目 次】

1. 目的	-----	1
2. 募集対象部門	-----	1
3. 応募資格	-----	1
4. 表彰について	-----	1
5. 対象となる新エネルギー等の分野	-----	1
6. 応募方法	-----	2
7. 審査について	-----	3
8. 表彰式、広報など	-----	4
9. その他	-----	5

1. 目的

「新エネ大賞」は、新エネルギー等に係る機器の開発、設備等の導入及び普及啓発の取組を広く公募し、厳正、公正な審査の上、表彰することを通じて、新エネルギー等の導入の促進を図ることを目的としているものです。

2. 募集対象部門

募集対象部門は次の通りとし、概ね3年以内に開発・導入・活動開始されたものとします。

- (1) 商品・サービス部門（新エネルギー等の製品、周辺機器及び関連サービス商品に係る部門）
- (2) 導入活動部門（新エネルギー等の導入に係る部門）
- (3) 普及啓発活動部門（新エネルギー等の普及啓発に係る部門）

3. 応募資格

各募集対象部門の応募資格は次の通りとします。

※一般財団法人省エネルギーセンター主催の「省エネ大賞」との重複応募はできませんのでご注意ください。

(1) 商品・サービス部門

新エネルギー等の先進的・独創的な製品、周辺機器及び関連サービス商品（ソフトウェアも含む）を開発した法人で、原則として、市場への導入から6ヶ月程度経過していること。

（原則として開発段階の案件は、募集対象外とします。）

(2) 導入活動部門

新エネルギー等の先進的・独創的な導入事例として、6ヶ月程度の利用実績のある法人、地方公共団体、非営利団体であること。

（原則として開発段階の案件は、募集対象外とします。）

(3) 普及啓発活動部門

新エネルギー等の先進的・独創的な普及啓発活動を行っている法人、地方公共団体、非営利団体等であること。

4. 表彰について

表彰の種類としては、以下の通りとします。

- ① 経済産業大臣賞（1件程度）
- ② 資源エネルギー庁長官賞（2件程度）
- ③ 新エネルギー財団会長賞（4件程度）
- ④ 審査委員長特別賞（1件程度）

受賞者には、表彰式において賞状及び副賞を授与します。

5. 対象となる新エネルギー等の分野

対象となる新エネルギー等の分野は次の通りとします。

【再生可能エネルギー分野】

- ① 太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）
- ② 風力発電

- ③ バイオマスエネルギー
 (バイオマス発電 : 木質バイオマス発電、メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、化石燃料混焼発電など)
 (バイオマス熱利用 : バイオマス発電における排熱利用、チップやペレットなどバイオマス資源を燃料とした熱利用など)
 (バイオマス燃料製造 : バイオマス資源とした木質ペレット、バイオエタノールや BDF などの自動車燃料など)
- ④ 水力発電
- ⑤ 地熱発電
- ⑥ 雪氷熱利用
- ⑦ 地中熱利用
- ⑧ 温度差熱利用
 (地下水、河川水、下水、温泉水などの水源を熱源としたエネルギー)
- ⑨ その他再生可能エネルギー
 (空気熱利用、海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など)

【その他のエネルギー分野】

- ① 水素・燃料電池分野
 (水素分野 : 水素の輸送、貯蔵、製造分野など)
 (燃料電池 : 定置用燃料電池、産業用燃料電池など)
- ② クリーンエネルギー自動車
 (燃料電池自動車、電気自動車など)
- ③ エネルギーマネジメントシステム
 (地域で新エネルギー等を有効活用するエネルギーマネジメントシステム)
- ④ グリーンエネルギー証書利用
 (再生可能エネルギーで得られた電気や熱を、グリーンエネルギー証書の仕組みを用いた取り組み)
- ⑤ その他
 (未利用エネルギー分野など)

6. 応募方法

応募の内容により、以下いずれかの応募申請書をご利用ください。

- 商品・サービス部門
- 導入活動部門
- 普及啓発活動部門

応募申請書記載上の注意事項

- (1) 応募テーマ名
 各部門とも応募テーマについては、応募案件に関する内容を「簡潔に表現する名称」で記入してください。
- (2) 共同申請について
 異なる組織が共同して応募する場合は、「代表」と「共同」それぞれの概要と連絡先等を記入

してください。

(3) 応募者連絡先

ご担当者の記入欄には、当財団から申請の内容について問合せをさせていただく場合の連絡先を記入してください。記入欄のスペースは適宜変更していただいて結構ですが、出来る限り簡潔に記入してください。

(4) 応募申請書提出方法

申請書一式を2部（正1部、副1部）印刷し、その電子媒体（WORD形式でCDに焼き付けしたもの）を1部と共に、当財団「新エネ大賞事務局」宛に送付ください。 封筒に「新エネ大賞応募書類在中」とご記入の上、簡易書留あるいは宅急便で送付してください。

(5) 受付期限

申請書の受付期限は、平成30年7月13日（金）（当日消印有効）までです。申請費用は無料です。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(6) 応募予定票

申請書の提出が、やむを得ない事情により受付期限（平成30年7月13日）以降になる場合には（1週間程度の遅れを目安とします）、応募予定票に必要事項を記載の上、平成30年7月6日（金）までに「新エネ大賞事務局」宛に電子メールまたはFAXにて提出ください。

7. 審査について

7.1 審査方法

当財団内に学識経験者等から構成される「審査委員会」を設置し、次に掲げる手順で厳正、公正に審査します。

(1) 書類審査（一次選考案件の選定）

書類審査の過程において、当事務局から内容についての問い合わせを行う場合には、ご協力をお願いします。

(2) ヒアリング審査

一次選考案件についてヒアリング審査を行い、応募者からの発表内容を踏まえて審査します。ヒアリング対象者には事前に通知しますので、ヒアリング審査に参加していただきます（平成30年9月14日（金）か9月19日（水）のいずれかの日）。

なお、ヒアリング審査の開催地は東京となります。出席に際しての交通費は自己負担とさせていただきますので予めご了承ください。ヒアリングの詳細については別途ご連絡致します。

(3) 審査委員会

書類審査結果、ヒアリング審査結果を参考に、部門の枠を越えた評価を行い、総合的な観点より表彰候補を選考します。

(4) 現地調査

審査委員会で選定された現地調査案件について現地調査を実施します。現地調査対象者には事前に通知しますので、現地調査の準備をお願いします。

7.2 評価項目

先進性・独創性、実績、将来性・発展性等の観点から総合的に評価します。

（詳細は次ページの参考資料を参照ください。）

7.3 審査結果の発表

審査結果の発表は、当財団のホームページで掲載、発表し、受賞者に通知します。又、選外とな

った応募者にも、その旨を通知します。(受賞者の発表:平成30年12月下旬予定)
 なお、審査期間中における審査状況等の問合せは受けませんのでご注意ください。

(参考資料) 主な評価項目

商品・サービス部門	導入活動部門	普及啓発活動部門
先進性・独創性	先進性・独創性	先進性・独創性
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の自社技術や他社同等商品より先行した技術があるか。 ・市場への投入効果がみられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の導入事例と比較して先行した改善や新技術があるか。 ・他と異なる独創的な取組(事業スキーム、地域との連携、普及活動等)や従来の発想と異なる取組みがみられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他と異なる独創的な取組(活動体制、地域との連携、活動内容)や従来の発想と異なる取組みがみられるか。
販売実績	利用実績	活動実績
<ul style="list-style-type: none"> ・市場への導入実績、販売実績があり、適正に利活用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入設備は正常に運転、利用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績が多くあり当該活動で付随してもたらされた意識の変化、気づき、熱意などの成果が見られるか。 ・資金調達や収支状況が適切か(民間活動の場合)。
将来性(市場性・経済性)	発展性(汎用性・波及性)	将来性(実効性・持続性)
<ul style="list-style-type: none"> ・市場における優位性(市場規模と販売計画)はあるか。 ・従来の自社製品や他社製品と比較し、費用対効果の観点からの経済的な優位性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域への広がりが可能であるか、広く活用できるか。 ・経済的メリットの視点より費用対効果に優れているか。(投資金額、収支計画、回収期間等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の活動計画(体制、運営方法等)があり、活動の持続性がみられるか。

8. 表彰式、広報など

8.1 表彰式

表彰式は平成31年1月30日(水)に行う予定であり、受賞者には別途詳細を通知します。なお、表彰式への出席に際しての交通費は自己負担とさせていただきますので予めご了承ください。

8.2 新エネ大賞エンブレム

受賞された団体、企業の皆様におかれましては、受賞された機器、導入事例等の一般へのPR等のため、以下に示しますエンブレムを活用いただき、新エネルギーの普及促進の一助とすることができます。

ご利用の際は事前に当財団「新エネ大賞事務局」までご連絡下さい。



8.3 広報

受賞案件については、当財団のホームページなどに掲載、広く広報を行いません。又、関連する展示会等への出展に関する紹介、ご案内をさせていただきます。なお、受賞案件について、受賞データ等のご提供などを依頼することがありますので、その際にはご協力願います。

9. その他

本事業の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載等があった場合には、応募を無効といたします。又、審査内容に係る問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立て等はお受けいたしません。

お問い合わせ先、応募申請書提出先
<p>〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号(イムーブル・コジマビル2F)</p> <p>一般財団法人新エネルギー財団 新エネ大賞事務局 玉田、小栗、窪田</p> <p>TEL: 03-6810-0361 FAX: 03-3982-5101</p> <p style="text-align: center;">e-mail : award30@nef.or.jp</p>